

# 佐賀県における堆肥利活用推進方針

令和4年10月27日

佐賀県堆肥利活用推進協議会

## 1 基本方針

国において、みどりの食料システム法に基づく「みどりの食料システム戦略」や新たな「バイオマス活用推進計画」が策定される中、家畜排せつ物由来の堆肥を活用した資源循環型の営農体系への転換を進めることが重要な課題となっている。

家畜の排せつ物等で生産される堆肥は、土壌の物理性(保水性、透水性、保肥力)や化学性(養分の補給)等を改善することができ、堆肥を用いた土づくりは、農地の生産力の維持・向上につながり、農業を持続的に行う上では欠くことのできない取組となっている。

しかしながら、生産現場では、①堆肥散布には専用の機械が必要となり、化学肥料に比べて労力もかかること、②堆肥が多く生産される畜産産地が県北西部に偏っており、堆肥を散布することができる圃場が多い佐賀平坦地域までは距離が離れていること、③堆肥の効果が発現するまで期間を要し耕種農家で費用対効果が見えにくいこと、などから堆肥の活用がなかなか進んでいない状況にある。

こうした中、作物生産において重要な資材である化学肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況の影響を強く受けざるを得ない状況にあり、肥料原料産出国の輸出規制や原油価格の高騰及び円安の影響等により、肥料原料価格が高騰しており、農家経営の圧迫を招いている。

こうしたことから、化学肥料の価格に左右されず、農家が持続的に農業生産を行っていくためには、地域資源である堆肥の活用を促進する耕畜連携の取組を進めることが重要である。

このため、農家、農業団体及び県関係機関で耕畜連携の推進体制を整え、各種推進事項に取り組むことにより、生産現場での堆肥利活用の拡大を目指すものとする。

## 2 基本的な対応方向

### ① 地域内での利活用促進

地域内での堆肥の利用を拡大するため、畜産農家は耕種農家が求める良質な堆肥を生産するとともに、耕種農家は化学肥料の低減や土づくりのために積極的に堆肥が利用されるよう、農業団体及び市町等の関係機関と連携して、耕畜連携の取組を推進していく。

### ② 広域的な流通の円滑化

堆肥の地域内での有効活用を基本としつつも、地域における堆肥の需給バランスが不均衡であることから、家畜の飼養頭数が比較的少ない佐賀平坦地域へ堆肥を供給する取組を、農業団体、市町、県等の耕種担当部局と畜産担当部局が連携して堆肥の需給のマッチング等を進めていく。

## 3 推進事項

堆肥の利活用を拡大するため、農業団体、市町及び県等が協力して、以下の取組を推進することとする。

### (1) 耕種農家のニーズに即した良質な堆肥の生産

良質な堆肥を生産するため、攪拌装置を備えた堆肥化施設、堆肥乾燥施設、堆肥保管施設等を計画的に整備するとともに、堆肥コンクール等を開催し畜産農家の良質堆肥生産に係る意識の醸成を図る。

また、耕種農家が堆肥の情報を入手できるよう、コンクールにおいて優秀な成績を収めた堆肥生産者については、供給可能量、使用した副資材の種類、主要な成分含有量、運搬・散布の可否等を掲載した供給リストを作成する。

さらに、堆肥の完熟化、ペレット化、化学肥料等との配合の実証など、耕種農家のニーズを踏まえた堆肥の生産を促進するとともに、地域の供給拠点となる堆肥センターの整備を推進していく。

## (2) 堆肥の利活用の推進

堆肥の利活用を推進するため、堆肥散布用機械等、堆肥散布に係る一連の機械装備を推進するとともに、堆肥散布組織の育成を図る。また、有償で他者に販売される良質堆肥の流通量を増やすため、堆肥の生産業及び販売業届出者数を増やしていく。

さらに、米麦等の普通作においては、化学肥料コストの低減のため、牛ふん堆肥等の有効性を実証するためのモデル実証圃を設置するとともに、化学肥料低減マニュアル等を作成し、堆肥の利用拡大を推進する。

なお、園芸農業産出額を令和 10 年度までに 888 億円に伸ばすことを目指す「さが園芸 888 運動」が展開される中、露地野菜等では土壌の物理性等の改善を通じて地力の向上を図る「土づくり」が重要であるため、関係機関と連携を図りながら、地力増進のための堆肥の利活用を推進する。

## (3) 堆肥の広域流通の推進

堆肥の広域流通を推進するためには、堆肥の運搬にかかる費用負担や一時保管施設の確保、堆肥の散布体制の整備などの課題があることから、農業団体、市町、県等の耕種担当部局と畜産担当部局が一体となり、これらの課題について協議・検討し、円滑な広域流通に向けた体制を構築するとともに、堆肥を利用する圃場近くでのストックヤードの整備を推進する。

## 4 推進体制

3の推進事項を効果的に推進するため、農家、農業団体及び県関係機関等による推進体制を構築する。

推進体制は、「佐賀県堆肥利活用推進協議会」設置要領のとおりとする。

## 5 推進目標

3の推進事項ごとに、次のとおり推進目標を掲げることとする。

### (1) 耕種農家のニーズに即した良質な堆肥の生産

短期的に目指す姿として、堆肥コンクール受賞者を優良堆肥生産者としてリスト化するとともに、堆肥の完熟化、ペレット化、化学肥料等との配合の実証など、耕種農家のニーズを踏まえた良質な堆肥の生産が進んでいることを目指す。

中長期的(随時)には、堆肥の品質向上のため、堆肥コンクールの実施等により畜産農家の意識醸成が図られ、攪拌装置を備えた堆肥化施設等の整備やペレット製造機の導入、地域の供給拠点となる堆肥センターの整備等を目指す。

項目	現状(2021)	中間目標(2026)	目標(2032)
ペレット製造機の導入台数	2	6	10
優良堆肥生産者リストの登録数	0	150	240

### (2) 堆肥の利活用の推進

短期的に目指す姿として、堆肥の利活用を推進するため、堆肥散布用機械等の導入が進むとともに、化学肥料費の低減や土づくりのためのモデル実証圃の成果が普及していること。

また、良質堆肥生産者リストを活用した畜産農家と耕種農家のマッチングが進んでいることを目指す。

中長期的には、大型の堆肥散布機械等を整備した堆肥散布組織が育成されていることを目指す。

項目	現状(2021)	中間目標(2026)	目標(2032)
堆肥散布組織数	4	7	10
堆肥生産業届出者数	125	170	260

### (3) 堆肥の広域流通の推進

短期的に目指す姿として、堆肥の運搬にかかる費用負担や一時保管施設の確保、堆肥の散布体制の整備などの課題を調整したうえで、広域流通体制が構築されていることを目指す。

中長期的には、堆肥が不足する地域において、堆肥を利用する圃場近くでのストックヤードの整備等を目指す。

上記の取組を推進することにより、耕畜連携が進み、県内において良質堆肥の流通量が拡大することを目指す。

項目	現状(2021)	中間目標(2026)	目標(2032)
良質堆肥の流通量	21,000t	60,000t	100,000t

附則 本方針は、必要な時期に適宜見直すこととする。